

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 8 月 4 日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第47号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程（昭和47年新潟県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
(貸付料の徴収)		(貸付料の徴収)	
第132条 普通財産を貸し付けた場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより決定した額の貸付料を徴収する。		第132条 普通財産を貸し付けた場合は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより決定した額の貸付料を徴収する。	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 前号以外の目的のための土地の貸付け		(2) 前号以外の目的のための土地の貸付け	
ア (略)		ア (略)	
イ ア以外の目的に使用する場合 第127条ただし書の規定により決定した価額の100分の5に相当する額をもつて年額とする。ただし、貸付期間が1月未満の場合は、その価額の100分の5に相当する額に12分の1を乗じて得た額に <u>1.08</u> を乗じて得た額とする。		イ ア以外の目的に使用する場合 第127条ただし書の規定により決定した価額の100分の5に相当する額をもつて年額とする。ただし、貸付期間が1月未満の場合は、その価額の100分の5に相当する額に12分の1を乗じて得た額に <u>1.05</u> を乗じて得た額とする。	
(3) 建物の貸付け		(3) 建物の貸付け	
ア (略)		ア (略)	
イ ア以外の目的に使用する場合 次に掲げる費用のうち必要と認められるものの合計額の12分の1に相当する額に <u>1.08</u> を乗じて得た額をもつて月額とする。		イ ア以外の目的に使用する場合 次に掲げる費用のうち必要と認められるものの合計額の12分の1に相当する額に <u>1.05</u> を乗じて得た額をもつて月額とする。	
(ア)～(オ) (略)		(ア)～(オ) (略)	
(4) (略)		(4) (略)	
2 (略)		2 (略)	
別表第4 （第123条関係）		別表第4 （第123条関係）	
行政財産の使用料			
区分	使用の種類	単位	使用料 (単位 円)
土地	建物敷地又はこれに類するもの	使用許可期間が1月未満の場合	第127条に規定する価額の100分の5に相当する額に12分の1を乗じて得た額に <u>1.08</u> を乗じて得た額
		(略)	(略)
(略)		(略)	
建物	第127条に規定する価額の1,000分の6に土地使用料相当額の12分の1（借地については、県が負担している地代相当額）を加算した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額を月		
土地	建物敷地又はこれに類するもの	使用許可期間が1月未満の場合	第127条に規定する価額の100分の5に相当する額に12分の1を乗じて得た額に <u>1.05</u> を乗じて得た額
		(略)	(略)
(略)		(略)	
建物	第127条に規定する価額の1,000分の6に土地使用料相当額の12分の1（借地については、県が負担している地代相当額）を加算した額に <u>1.05</u> を乗じて得た額を月		

額とする。	額とする。
(略)	(略)
備考 (略)	備考 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。